

ガイドライン（案）の主な修正点

| 頁 | 項目 | 該当頁 | 意見照会（2021/7/19）からの主な修正点 | 番号 |
|--------|------------------------|-------|---|----|
| － | 全体 | － | 細かい文言修正や体裁を整理（意味が変わる修正ではない） | － |
| 1 | 1 はじめに | － | 大きな修正は無し | － |
| 2～15 | 2 木材利用を取り巻く状況と地域材の利用意義 | 12,13 | <p>①「（ウ）環境面での効果 b 地球温暖化防止」において、以下のとおり修文 図2-11で示されているように、木が木製品や住宅として利用される間もその炭素は蓄え続けられます。また、木をバイオマスエネルギーとして燃やしてCO₂を排出しても、森林の成長過程で再び木に吸収されることになります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>図2-11で示されているように、木が木製品や住宅として利用される間もその炭素は蓄え続けられます（図2-12）。林野庁では、建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を国民や企業に分かりやすく表示するため、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を定めました（図2-13）。また、木をバイオマスエネルギーとして燃やしてCO₂を排出しても、森林の成長過程で再び木に吸収されることになります。</p> <p>②「（ウ）環境面での効果 b 地球温暖化防止」において、「図2-13 炭素貯蔵量の計算式と表示例」を新たに追加</p> | 1 |
| 16 | 3 木造・木質化に適した施設 | 16 | ①「表3-2 木造化に適した施設(2021-2030)」について、ガイドライン策定時には、他の構造で計画が進められていた施設も含まれていることから、当該表を削除 | 2 |
| 17～28 | 4 木材を利用した公共建築物の整備 | 17 | ①「図4-1 市の施設整備の基本的な流れ」について、当該フローは木造化しない場合のフローでは無いことから、「図4-1 木造化する場合の市の施設整備の基本的な流れ」に修正 | 3 |
| 29～32 | 5 木材利用に係るコスト | － | 大きな修正は無し | － |
| 33～40 | 6 地域材の調達について | － | 大きな修正は無し | － |
| 40～46 | 7 木材利用に係る維持管理 | － | 大きな修正は無し | － |
| 47～73 | 8 木造化・木質化事例について | 47～73 | ①事例紹介の写真と詳細の配置バランスを統一化 | 4 |
| 74～79 | 9 モデル施設事例 | 76,79 | ①「北千里小学校跡地複合施設」及び「北部消防庁舎等複合施設」において、利用予定の木材に係る炭素貯蔵量を記載予定 | 5 |
| 80～146 | 10 参考資料 | 95 | ①「（4）木造化・木質化に適した施設一覧」において、「ア 木造化に適した施設一覧」の表の後に下記注釈を追加。 「注：当該ガイドラインの策定時には、他の構造で計画が進められていた施設も含まれています。」 | 6 |